



令和7年 6月13日(金)
(2025年)
No. 16402 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆米国商標権侵害訴訟における「被告の利益」の賠償
～Dewberry Group Inc. v. Dewberry Engineers Inc.事件米国最高裁判決の紹介～(1)

☆オンライン知的財産セミナー(化学・バイオ分野の特許明細書作成のポイント)(7)
☆オンライン知的財産セミナー(生成AIと知的財産権)(8)

米国商標権侵害訴訟における 「被告の利益」の賠償

～Dewberry Group Inc. v. Dewberry Engineers Inc.事件米国最高裁判決の紹介～

大野総合法律事務所

弁護士 山口 裕司

1 米国商標法の「被告の利益」についての規定

ランハム法35条(米国法典15編1117条)(a)は、「特許商標庁に登録された商標の登録者の権利の侵害、本編1125条(a)若しくは(d)に基づく違反[筆者注:虚偽表示等又はサイバースクワッティング行為]、又は本編1125条(c)に基づく故意の違反[筆

者注:故意による著名商標の希釈化行為]が、本章に基づいて提起される民事訴訟で立証された場合、原告は、本編第1111条及び第1114条の規定に従い、また衡平法の原則に従って、(1)被告の利益、(2)原告が被った損害及び(3)訴訟費用の賠償を受ける権利を有する。裁判所は、当該利益及び損害を評価するか、又はその指示により評価させるもの

令和6年

職員録

編集・発行 国立印刷局
2024年12月刊 A5判



上巻 中央官庁等

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073701-0 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%) 1,360円)

下巻 都道府県・市町村等

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073702-7 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%) 1,360円)

法令全書

編集・発行 国立印刷局 B5判 定価 8,910円(本体価格 8,100円 消費税(10%) 810円)

令和6年12月号(令和7年1月25日発行)及び令和6年総目録(令和7年3月中旬発行予定)をもって、廃刊となります。

ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島6丁目7-15 <http://www.gov-book.or.jp>